

平成31年4月2日
内閣府

【概要書】

シナイ半島国際平和協力業務実施計画について

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

連絡先は省略。

シナイ半島国際平和協力業務実施計画について

平成31年4月2日

内閣府, 内閣官房, 外務省, 防衛省

1 基本方針

- (1) エジプト・イスラエル平和条約(1979年)及び議定書(1981年)に基づき、1982年に、平和条約で定められた国際連合の部隊及び監視団の任務及び責任を代替する機関としてMFOが設立。
- (2) MFOは、活動開始以来、エジプトとイスラエルとの間の対話や信頼醸成の促進を支援することにより、我が国の「平和と繁栄の土台」である中東の平和と安定に貢献。また、我が国は、中東における我が国の果たす役割への期待が高まってきた中、1988年度に初めてMFOへの財政支援を実施。それ以来、財政貢献を行ってきたところ。
- (3) このような財政支援を通じた中東の平和と安定への我が国の貢献についてMFOから高い評価がなされ、MFOから我が国に対し、要員の派遣について要請があった。我が国としても、世界の平和と安定のために一層の責務を果たしていくに当たり、中東地域の平和と安定への貢献を通じたMFOによる国際平和のための努力に対し、人的な協力を積極的に果たしていくため、この要請に応分の協力を行う。
- (4) なお、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(以下「国際平和協力法」という。)第3条第2号イに規定する武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意、受入れ国及び紛争当事者の国際連携平和安全活動への同意並びに当該活動の中立性という点に関しては、MFOについてそれぞれが満たされており、また、国際平和協力法第6条第1項第2号に規定する我が国の国際平和協力業務の実施についての紛争当事者及び受入れ国の同意についてはいずれも得られている。

2 シナイ半島国際平和協力業務の実施に関する事項

- (1) 国際平和協力業務の種類及び内容
エジプト及びイスラエルとMFOとの間の連絡調整に係る国際平和協力業務
- (2) 派遣先国
エジプト・アラブ共和国及びイスラエル国
- (3) 国際平和協力業務を行うべき期間
平成31年4月19日から平成31年11月30日までの間
- (4) 規模
自衛官2名(別途支援要員として、連絡調整要員1名を派遣)
- (5) 装備
9mm拳銃2丁及び89式5.56mm小銃2丁(MFO派遣要員のみ)
- (6) その他重要事項
国際平和協力業務が行われる期間中において、参加五原則が満たされている場合であっても、安全を確保しつつ有意義な活動を行うことが困難と認められる場合には、国家安全保障会議における審議の上、要員を撤収する。(了)